

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

(令和6年6月1日)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話番号 0478-80-3260 (午前9時～午後5時まで)
担当者名 鏑木 和人 (管理者)

2. 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	楽天堂和楽 介護保険事業所番号 (千葉県第 1295300014 号)
所 在 地	香取郡東庄町笹川い573-4
サービス提供地域	東庄町在住の方

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談下さい

(2) 職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	1名
看護職員	1名以上
介護職員	営業日毎に通いサービスの利用者数が3名または、その端数を増すごとに1名以上

(3) 設備概要

登録定員	29名	通いサービス利用定員	16名
宿泊サービス利用定員	5名	静養ベッド床	1床
食堂・機能訓練室	49.0 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴	送迎車	3台
宿泊設備	5室	ベッド	5台

(4) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前8:30～午後5:30
訪問サービス	24時間対応
宿泊サービス	午後5:30～午前8:30

(5) 第三者評価

第三者評価実施の有無 有 ・ 無

3. 介護計画の作成

- (1) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]計画を作成します。
- (2) 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとします。
- (3) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画[介護予防小規模多機能型居宅介護計画]を利用者に交付します。
- (4) 小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じて介護計画の変更を行います。

4. サービス内容

(1) 訪問介護

① 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・整容等利用者の心身の状態を踏まえ介護支援専門員による小規模多機能型居宅介護計画書に沿った「訪問介護計画」に基づいて行います。

② 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯等「訪問介護計画」に基づいて行います。

(2) 通所介護

① 送迎

送迎を必要とする利用者へ送迎サービスを提供します。

利用者の状態並びに介護者の状況や住所地の状況等を考慮して、少しでも安全で安楽な方法によるサービスを提供します。

② 日常生活基本介護

利用者個々の状態を把握し、身体機能の維持向上とQOLを主にして、きめ細かな身体介護サービスを提供します。

③ 趣味・生きがい介護

趣味、嗜好や性格等その他の諸条件に適した活動が選べるよう内容を考慮し、個々の選択や意思が反映できるよう個別に働きかけ援助します。

④ 食 事

食事の楽しさ、食べることの喜びを実感していただけるよう準備します。

⑤ 個別機能訓練

個別サービス計画に基づき、体力の機能低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲するための訓練を提供します。

⑥ 口腔機能向上

口腔機能の低下している方または、おそれのある方に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等、一連のプロセスを実施します。

⑦ 生活・介護相談

在宅でかかえる福祉・医療・保険等の心配ごとや疑問等の相談を受け、在宅生活維持できるように援助していきます。

⑧ 認知症ケア

認知症のある利用者のニーズに応じたサービスを提供します。

⑨ 健康チェック

利用者にバイタルチェックを行い、身体状況を観察把握し、健康面に細心の注意を払うとともに、利用者および家族に適切なアドバイスをしていきます。

⑩ 入 浴

個別サービス計画に基づき、利用者の身体状況にあった安全で適切な方法で提供し、プライバシーの保護に努めます。

⑪ 家族介護相談室

介護者の知識や技術を高める場として介護教室を開催します。また、介護者同士の交流の場、癒しの場となるよう努めます。

(3) 宿泊

① 必要に応じ宿泊することができます。

5. 料 金

(1) サービス利用料金

※自己負担額は、介護負担割合証に準ずる。

介護度	1月あたりの単位数 保険適用時1割あたりの額	保険適用時2割あたりの額
要支援1	3,450 単位・円	6,900 円
要支援2	6,972 単位・円	13,944 円
要介護1	10,458 単位・円	2,0916 円
要介護2	15,370 単位・円	30,740 円
要介護3	22,359 単位・円	44,718 円
要介護4	24,677 単位・円	49,354 円
要介護5	27,209 単位・円	54,418 円
初期加算	(1日につき30単位)	但し利用開始後30日に限る
★認知症加算(Ⅲ)	(760単位)	
★認知症加算(Ⅳ)	(460単位)	

★総合マネジメント加算（Ⅱ）	(800 単位)
★サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(350 単位)
★訪問体制強化加算	(1,000 単位)
★介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に14.6%を乗じた単位数で算定

★の加算については要件を満たした場合加算されることがあります。

[介護保険外自己負担]

通いサービス延長時間及び料金について

サービス利用延長時間	延長料金
17:30～18:00 (30分)	550円
17:30～18:30 (1時間)	1,100円
17:30～19:00 (1時間30分)	1,650円
17:30～19:30 (2時間)	2,200円
17:30～20:00 (2時間30分)	2,750円
20:00以降	3,055円

☆その他

- ・宿泊費 3,055円
- ・食事代 朝500円・昼600円・夕600円（外食・出前は除く）
- ・おやつ代 100円
- ・当施設の紙おむつを利用した場合

リハビリパンツ	1枚	実費
紙おむつ	1枚	実費
尿パット	1枚	実費
- ・当施設の洗濯機を使用した場合 洗剤代込 1回305円
- ・作業（制作）や趣味活動等にかかる費用は、実費となります。

※利用者のご使用になる、内服及び外用薬、衛生材料（ガーゼ・テープ等）は、利用者に準備していただきます。

※利用者のご使用になった、医療廃棄物（注射器や注射針、カテーテル、排泄バック等）の廃棄は、ご利用者にしていただきます。

尚、医療廃棄物の回収時は、回収用バック等をご持参ください。

(2) 支払方法

- ・当月利用分の請求明細は翌月15日までに送付し、料金は原則、翌月の27日に指定の金融機関から引き落とされますので、それまでにご入金下さい。
- ・料金の支払いは原則利用者が指定する金融機関口座からの自動引き落としとします。銀行口座引き落とし依頼書の受理日によっては翌月の引き落としができない場合は翌々月に2ヶ月分の引き落としとなります。口座からの引き落とし確認後、領収書をご送付

します。領収書の再発行は行いませんので大切に保管してください。

6. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、他の利用者が適切なサービス提供を受けるための権利・機会等を侵害してはなりません。
- (2) 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとしします。
- (3) 事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとしします。
- (4) その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書および重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとしします。

7. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように次の各号に掲げる装置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. 緊急時における対応方法

- (1) 小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能居宅介護]の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能居宅介護]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) 利用者に対する小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能居宅介護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者：1名

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- (3) 年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. 苦情処理

- (1) 小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- (2) 提供した小規模多機能型居宅介護事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 事業所は、提供した介護予防小規模多機能型居宅介護事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 提供した小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (5) サービス内容に関する相談、苦情担当

①当施設ご利用者・苦情担当

担当 鏑木 和人 (管理者)

電話 0478-80-3260 FAX 0478-80-3261

(午前9時～午後5時まで)

②行政機関その他苦情受付機関

東庄町健康福祉課 (保健福祉総合センター)	住所：東庄町石出 2692 番地 4 電話番号：0478-80-3300 受付時間： 午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)
千葉県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	住所： 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 電話番号： 043-254-7428(苦情相談専用) 受付時間： 午前9時から正午、午後1時から午後5時 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

- ③マスメディア及びソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) での苦情の発信は、事業所との信頼関係を損ないますのでご遠慮ください。

1 1. 協力医療機関等

- (1) 主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めています。
- (2) あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めます。
- (3) サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えます。

協力医療機関

東庄町国民健康 保険東庄病院	住 所：香取郡東庄町石出2692-15 TEL : 0478-86-1177 FAX : 0478-86-1182 診療時間： ・内科 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～12時 第1・第3土曜日 午前8時30分～12時 (受付は午前11時まで) ・整形外科 火曜日 午前8時30分～午前11時 毎月第1・第3火曜日・第2金曜日 午後2時～午後4時 (原則予約制) 休診日 : 日曜祭日、毎月第2・4・5土曜日 年末年始(12月29日から1月3日)
-------------------	--

1 2. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

1 3. 虐待防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
 - ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- (2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 身体的拘束等

- (1) 原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を説明し、文書による同意を得ることとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 5. 地域との連携など

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設けます。
- (3) 小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

1 6. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. その他の事項

- (1) 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
 - 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 月1回以上
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の内容とします。
- (4) 事業所は、適切な小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は、小規模多機能型居宅介護[介護予防小規模多機能型居宅介護]事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、株式会社楽天堂と事業所の管理者が協議して定めるものとしします。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

令和 年 月 日

事業所	事業者	株式会社 楽天堂	印
	事業所	楽天堂 和楽	
	所在地	千葉県香取郡東庄町笹川い573-4	
	管理者	鏑木 和人	
	説明者	管理者 ・ その他 ()	
			_____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族または代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 ()